

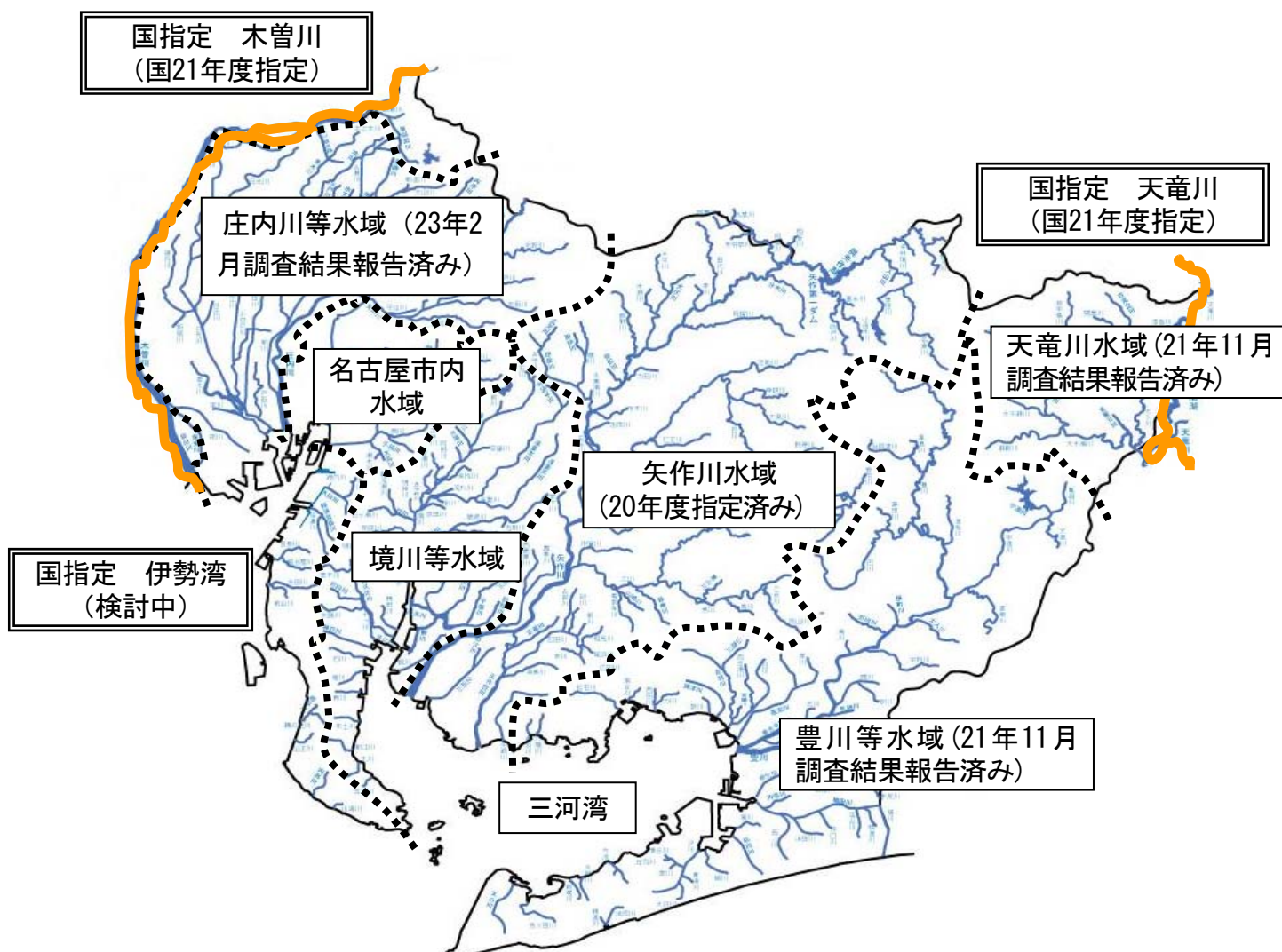
## 水生生物の保全に係る水質環境基準の新規類型に関する作業状況と今後の検討予定について

## 1 愛知県域における水生生物に係る類型指定の対象水域及び指定の進捗状況

水質環境基準に係る水域の指定は、「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）」により、県の指定対象は37河川、1湖沼、1海域となっている。なお、県内の国の指定対象は2河川、1海域である。

これまでに、県は9河川、国は2河川について類型を指定している。

愛知県知事 指定水域	矢作川水域（9河川）、豊川等水域（7河川）、天竜川水域（1河川）、庄内川等水域（5河川）、境川等水域（10河川1湖沼）、名古屋市内水域（5河川）、三河湾（計 37河川1湖沼1海域）
国指定水域	木曾川、天竜川、伊勢湾（計 2河川、1海域）



## (1) 矢作川水域

平成 20 年度に水質部会において審議・答申され、平成 21 年 3 月に水生生物保全環境基準の類型指定を告示した。

類型については、矢作ダムより上流、乙川天神橋より上流、介木川の全域を生物 A に指定し、その他の水域を生物 B に指定した。達成期間については、全水域を直ちに達成と定めた。

## (2) その他の水域

次のとおり水質部会において、基礎調査結果等について報告した。

### ア 経過

H21. 11. 9 諮問

H21. 11. 26 水質部会（豊川等水域及び天竜川水域の基礎調査結果の報告）

H23. 2. 17 水質部会（庄内川等水域の基礎調査結果の報告）

### イ 今回の検討事項及び今後の検討予定

- 今回の水質部会では、境川等水域の基礎調査結果等について検討をお願いする。
- 今後は、名古屋市内水域の基礎調査結果を検討していただき、これまでの検討状況を踏まえて類型指定の審議をお願いする。

年度	基礎調査	水質部会
20	豊川等水域及び天竜川水域 (実施済み)	矢作川水域の審議・答申
21	庄内川等水域 (実施済み)	豊川等水域及び天竜川水域の調査結果報告
22	境川等水域 (実施済み)	庄内川等水域の調査結果報告
23	名古屋市内水域 (実施中)	境川等水域の水質部会を開催
24 以降		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 水質部会 (調査結果報告…名古屋市内水域)</li><li>・ 水質部会 (類型指定審議)     類型指定審議…豊川等、天竜川、庄内川等、     境川等、名古屋市内の水域</li><li>・ パブリックコメント実施</li><li>・ 水質部会 (類型指定、報告案の審議)、答申</li><li>・ 告示</li></ul>

(参考) 都道府県及び国の水生生物に係る類型指定の状況

1 都道府県

16 道府県で、類型指定の手続きが行われている (23年8月時点)。

平成18年度 福島県

平成19年度 福島県、茨城県

平成20年度 福島県、埼玉県、新潟県、愛知県

平成21年度 北海道、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県、  
大阪府、鹿児島県

平成22年度 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、静岡県、京都府、  
大分県、鹿児島県

平成23年度 北海道、岩手県、宮城県、山梨県

注) 各年度には複数年度で類型指定を行った道府県を含む。

2 国

国が指定する全国の対象河川については、全て類型指定を完了し、現在、海域等の  
手続きを進めている。

なお、伊勢湾については、現在、中央環境審議会において検討中 (パブリックコメ  
ント終了) である。